| | | 日号外 | ページ |
|---|---|---|---|
| 二一七 | 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件 | 二九 | 四 |
| 二一八 | マナグアーエルラマ間橋梁架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の書簡の交換に関する件 | 二九 | 四 |
| 二一九 | 円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件 | 二九 | 四 |
| | **○財　務　省** | | |
| 一八三 | 財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件 | 一 | 四 |
| 一八四 | 財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件 | 一 | 四 |
| 一八五 | ―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示 | 一 | 四 |
| 一八八 | 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示 | 八 | 三 |
| 一八九 | 国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示 | 八 | 四 |
| 一九〇 | ―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示 | 八 | 四 |
| 一九三 | ―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示 | 八 | 四 |
| 二〇〇 | ―国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示 | 九<br>122 | 一 |
| 二〇三 | 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示 | 九<br>122 | 七 |
| 二〇四 | 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件 | 九<br>122 | 九 |
| 二〇五 | 第二十五回特別給付金国庫債券の要項を定める件 | 一三<br>124 | 三 |
| 二〇六 | 平成二十三年十月一日以後の日を発行日とする第十三回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件 | 一三<br>124 | 四 |
| 二〇七 | 財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件 | 二〇 | 四 |
| 二〇八 | 財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件 | 二〇 | 四 |
| 二〇九 | 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件 | 二〇 | 四 |
| 二一〇 | ―国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件 | 二四<br>134 | 四四 |
| 二一三 | 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件 | 二八 | 三 |
| 二一四 | 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年五月三十一日までの輸入数量を告示する件 | 三〇 | 五 |
| 二一五 | 平成二十三年度の初日から平成二十三年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件 | 三〇 | 五 |
| 二一六 | 平成二十三年度の初日から平成二十三年五月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件 | 三〇 | 五 |
| 二一七 | 関税暫定措置法別表第一の六第七項に係る物品についての平成二十三年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件 | 三〇 | 五 |
| 二一八 | 指定保税地域の指定を取り消す件 | 三〇 | 五 |
| 二一九 | 租税特別措置法第十条の二の三第一項各号及び第四十二条の五の二第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件 | 三〇<br>142 | 三〇二 |